

日 薬 業 発 第 465 号  
令 和 8 年 3 月 10 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品につきましては、令和6年4月25日付け日薬業発第48号ほかにてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり令和8年4月1日から適用される対象医薬品のリストが厚生労働省ホームページで示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

(掲載先)

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療  
> 医療保険 > 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)

(別添)

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について

(令和8年3月5日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)

事務連絡  
令和8年3月5日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

事 務 連 絡  
令和 8 年 3 月 5 日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課  
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品については、「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について」（令和 6 年 4 月 19 日事務連絡）においてお示ししているところであるが、本日、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件」等が公布され、令和 8 年 4 月 1 日より適用されることとなったことに伴い、長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品についてリストを作成し、次のとおり厚生労働省ホームページで公表しているため、その取扱いに遺漏のないよう、保険医療機関・薬局、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

掲載先：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)